

社会保障審議会 介護保険部会（第49回）	土居委員 提出資料
平成25年9月25日	

2013年9月25日

第49回 社会保障審議会介護保険部会

慶應義塾大学経済学部教授

土居 丈朗

私見の要点は、下記の通りである。

1. 利用者負担について

● 社会保障の給付と負担にまつわる世代間格差を助長しないようにするためにも、利用者負担割合を、一定以上所得者に対して2割に引き上げるべきである。利用者負担割合を1割にしたまま、第2号保険料を今後引き上げることになれば、第2号被保険者の理解はますます得られなくなる。

その際、一定以上所得者の範囲は、医療保険制度に倣って「現役並み所得者」に限定しては、第1号被保険者の少数しか対象とならず効果が乏しい。住民税の非課税限度額以上の所得を得る者を、一定以上所得者とするのが妥当である。その程度に範囲を広げなければ、第2号被保険者や若年世代の納税者に負担を付け回すことを止められない。

- 一定以上所得者の高額介護サービス費の限度額も、引き上げることが妥当である。
- 将来的な課題として、一定以上所得者の「所得」は、所得税・住民税で総合課税されている所得のみならず、分離課税されている金融所得も含められるよう、マイナンバーを活用することが望まれる。一定以上所得者をよりの確に定義できるようにすべきである。

2. 補足給付

- 補足給付の要件として、金融資産や不動産資産を加えることに賛成である。
- 金融資産については、名寄せが不十分にしかできない現状に鑑みれば、申告制で始めることはよい。当面は、虚偽申告に対する罰則強化で対応すればよい。今後の課題として、マイナンバーなどを活用して、より正確に金融資産を捕捉できるようにすべきである。
- 不動産資産は、換金性が低いことを理由に、補足給付の要件として重視しないのはおかしい。低所得だが不動産資産を多く持つ高齢者に補足給付を出し、第2号被保険者に重い保険料を課すということでは、納得が得られない。現在はまだ定着が不十分だが、不動産担保貸付制度の浸透を図り、介護保険制度でもそれを活用することが必要である。

3. 1号保険料の低所得者軽減等について

- 1号保険料の低所得者軽減の措置は、被保険者の状況に応じて適切に行うことが必要である。
- ただし、将来的には、分離課税されている金融所得も含められるよう、マイナンバーを活用して、「所得」をよりの確に定義できるようにすべきである。